

民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案（案）についての補足説明

（前注）下線部は部会資料15から実質的な変更がある部分を示す。

5

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式等の創設

1 新たな遺言の方式に関する規律

- (1) 普通の方式による遺言の種類を定める民法第967条の規律を次のように改めるものとする。

10

遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。（注1）

- (2) 保管証書遺言として、次のような規律を設けるものとする。

ア 本則（民法関係）

15

- (ア) 保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること（注2）。

② 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「遺言書保管法」という。）第3条に規定する遺言書保管官をいう。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。

20

(イ) (ア)によりした遺言は、遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

イ 口がきけない者の特則（民法関係）

口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、ア(ア)②の口述に代えなければならない。

25

ウ 相続財産の目録の特則（民法関係）

ア(ア)②及びイにかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、ア(ア)②の口述又はイによる通訳人の通訳による

30

申述若しくは自書を要しない。

エ 遺言書保管法関係

(ア) 保管の申請手続

- ① アからウまでの規律により保管証書によって遺言をしようとする者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書の保管の申請をしなければならない（注3）。
- ② ①の申請に係る保管証書遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない（注4）。
- ③ ①の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、保管証書遺言書、申請情報及び添付情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

(イ) 外国語による保管証書遺言書の保管の申請手続

(ア)に加え、申請人は、保管証書遺言書の遺言の全文が外国語により記載され、又は記録されている場合には、その遺言の全文の日本語による翻訳文の遺言書保管官への提供及びア(ア)②の口述（当該口述に代えてするイの通訳人の通訳による申述又は自書を含む。以下同じ。）の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるものを講じなければならない。

(ウ) 本人確認、口述の手続

- ① 遺言書保管官は、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を求め、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項についての説明を求めるものとする（注5）。
- ② 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、①にかかわらず、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、①に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。
- ③ 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、ア(ア)②の口述をさせ、又は(イ)の法務省令で定

める措置を講じさせることができる（注6）。

（I）保管の手続

① 保管証書遺言書の保管は、書面をもって作成されたものは遺言書保管所の施設内において行い、電磁的記録をもって作成されたものは保管証書遺言書に記録された事項を②の遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

② 保管証書遺言書に係る情報の管理は、保管証書遺言書に記録された事項（書面をもって作成されたものにあっては、保管証書遺言書の画像情報）のほか、保管証書遺言書の保管を開始した年月日等を、遺言書保管ファイルに記録することによって行う（注7）。

（注1）保管証書について、「ア（ア）①に従って作成され、かつ、同②の口述（当該口述に代えてするイの通訳人による申述又は自書を含む。）がされる証書であって、遺言書保管法の定めるところにより保管されるものをいう。」のような定義を定めるものとする。

（注2）署名に代わる措置として、法務省令において、電磁的記録の場合には電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行うこと、遺言者が書面に署名することができない場合にあっては、証書への氏名の記載を要件とともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することを定めることを想定している。

（注3）法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、申請をする旨を定めることを想定している。

（注4）法務省令において、電磁的記録の場合には、ファイル形式及び拡張子、データサイズ等を、書面の場合には、無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式を、それぞれ定めることを想定している。

（注5）法務省令において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）等の顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供を求める旨を定めることを想定している。

（注6）遺言書保管官において、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人がいないことを求め、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人が存在することなどがうかがわれる場合にはウェブ会議の利用を中止し、遺言者に出頭させるものとする運用を想定している。

（注7）遺言書保管ファイルには、本文記載の事項のほか、遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）、受遺者及び遺言執行者の氏名又は名称及び住所、保管証書遺言書が保管されている遺言書保管所（電磁的記録を

もって作成された保管証書遺言書の場合は当該遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所)の名称及び保管番号等、その他法務省令で定める事項を記録することを想定している。また、政令又は法務省令において、相続人等は、特別の事由があるときは、(遺言書保管ファイルに記録されない)申請書の添付書類等の閲覧又は謄本の交付等の請求をすることができる旨を定めることを想定している。

5

(補足説明)

1 本文について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

2 前回会議における指摘

10 (1) 遺言の全文と財産目録との関係

前回会議において、「保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された…目録」との文言について、自筆証書遺言における場合と異なり、保管証書遺言では遺言の本文中に目録に該当する記載事項が含まれている場合も考えられることなどを踏まえ、このような文言が適切かについて検討すべきではないかとの指摘があった。

15

この点について、自筆証書遺言では、「自筆証書にこれと一体のものとして相続財産…の全部又は一部の目録を添付する」(民法第968条第2項)と規定されているところ、本文の記載(自書によるもの)がされた用紙とは別の用紙を用いて財産目録(自書でないもの)を作成する必要があるため、遺言書の本文が記載された自筆証書と同一の用紙の一部に財産目録を印刷して遺言書を作成することは認められないと考えられている。その上で、自筆証書の一体性は、遺言書の保管状況等に照らし、本文の記載がある書面と財産目録の記載がある書面とが一体の文書であると認められれば足り、契印、封緘又は編綴をするなど、物理的に一体となっていることまで要求する趣旨ではないと考えられている。

20

これに対し、保管証書遺言の場合、本文が記載又は記録された書面又は電磁的記録と財産目録に該当する事項が記載又は記録された書面又は電磁的記録について、必ずしも別の書面又は電磁的記録にして作成する必要はないとも考えられる。もっとも、一つの書面又は電磁的記録の本文中に財産目録に該当する事項が含まれている場合、本文と財産目録の区別が曖昧である結果、口述を要する部分と要しない部分との区別が判然とせず、遺言の全文の口述が円滑に進まないおそれがあると考えられる。この点を考慮すると、本文1(2)ウの特則による場合には、本文と財産目録とを区別した記載又は記録の在り方を求めることが簡明と考えられる。

25

以上のような考え方を前提として、財産目録の口述を省略する場合には、本文と財産目録とを区別して記載又は記録するものとした上で、財産目録

35

は保管証書の一部となるものであり、保管証書の本文と一体のものである必要があると考えられることから、「保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録」との文言としている。この点、保管証書と財産目録とが一体の遺言書であることが認識可能であれば足りると考えられるところ、保管証書遺言では、遺言者が、財産目録を含めた遺言書の保管申請をした上で、その全文の口述をし、又は本文の口述をするとともに遺言書保管官が遺言者に財産目録を閲覧させたりするのであるから、当該手続により、その一体性は担保されると考えられる（注）。

以上のような観点を踏まえ、本文第1の1(2)ウ及びエ(ア)②の規律を提案しており、具体的には、法務省令又は通達において、上記のような考え方に基づき、財産目録の口述を省略する場合における保管証書遺言書（電磁的記録及び書面のいずれも含む。）の様式等として、本文と財産目録とを区別した記載又は記録が求められ、区別されていない場合には、原則どおり遺言の全文について口述をする必要がある旨を明らかにすることを想定している。

(注) 民法第968条第3項では、「自筆証書（前項の目録を含む。）」と規定していることから、自筆証書には財産目録は本来含まれないことを前提として括弧書が記載されているとの理解もあり得ることから、保管証書と財産目録の関係が問題となり得る。

この点、上記規定は、自筆証書に添付された目録も自筆証書と一体となるべきものであることから、改正前の民法第968条第2項の「自筆証書中の加除その他の変更」には改正後の民法第968条第2項の目録の変更を含むと解釈することができるものの、同項で「自筆証書に…の目録を添付する場合には」と規定していることから、財産目録は「自筆証書」には当たらず、同条第3項で定める加除その他の変更の様式は不要であるとの誤った解釈を生じさせるおそれがあるため、確認のために括弧書が規定されたにすぎない。

そのため、保管証書と一体となる財産目録も保管証書に含まれるものと考えられる。

30 (2) ウェブ会議の在り方

前回会議において、遺言者による遺言の全文の口述の際、同席が認められた介助者又は機器の操作補助者が不当な働き掛けを行っていると認められる場合、ウェブ会議が続行されるものではないことを明らかにすべきではないかとの指摘があった。

この点について、本文1(2)エ(ウ)③の（注6）で介助者等の同席を認める趣旨は、遺言者の周囲に他人がいると、その他人の影響を受けるおそれがあ

り真意性の担保に十分ではないと考えられることから、遺言者の周囲に他人がいないことを原則としつつ、身体等の障害を有する者やデジタル機器の操作に不慣れな者であってもウェブ会議を利用することができるようになることがある。この考え方によると、介助者等が、単に介助をするにとどまらず、遺言の全文の口述に際して具体的な指示を行うなど不当な働き掛けを行っていることが明らかである場合には、真意性の担保を図るという制度趣旨に反しているといえることから、ウェブ会議の利用を中止し、出頭を求めるのが相当であると考えられる。

以上のような考え方を踏まえ、通達において、例えば、遺言書保管官は、介助者等の不当な関与が及んでいることを外形的に確認することができるような行為があった場合には、ウェブ会議の利用を中止し、出頭を求める旨を定めることなどが考えられる。

(3) 申請書の添付書類の保存期間等

前回会議において、外国語の遺言について作成される日本語の翻訳文については、遺言執行の場面で利用することが考えられることを考慮し、現行の自筆証書遺言書保管制度及び新たに設けられる保管証書遺言の保管制度における申請書の添付書類について、長期にわたり保存すべきではないかとの指摘があった。

現行の自筆証書遺言書保管制度においては、遺言書の保管期間は、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあっては、遺言者の出生の日から起算して120年を経過した日）から50年、遺言書保管ファイルの管理期間は遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあっては、遺言者の出生の日から起算して120年を経過した日）から150年とされている（遺言者保管法第6条第5項、第7条第3項、法務局における遺言書の保管等に関する政令第5条）のに対し、申請書の添付書類の保存期間は、受付の日から10年間とされている（法務局における遺言書の保管等に関する省令第4条第1号）。

遺言制度の見直しによる改正後の自筆証書遺言書保管制度及び保管証書遺言に係る管理制度についても、政令により、基本的には、現行制度と同様の遺言書の保管期間及び遺言書保管ファイルの管理期間とする考えられるところであるが、申請書の添付書類の保存期間については、遺言書に関する紛争を防止する必要性、遺言執行に際して利用する必要性、保管のコスト（それに伴う手数料の増額の有無）等を踏まえ、適切かつ合理的な保存期間に伸長することが想定される。加えて、申請書の添付書類以外の、遺言書保管官が作成した審査資料（ウェブ会議時の画像キャプチャ等）についても、申請書の添付書類と併せて保存し、同様に閲覧等に供するための規律を

設けることが想定される。

(4) 自筆証書遺言書について保管証書遺言書の保管の申請を行った場合の効力

前回会議において、自筆証書遺言として成立した遺言書について、保管証書遺言として保管された場合、自筆証書遺言としての効力と保管証書遺言としての効力を有するとの整理について、成立時期の異なる遺言が併存することが相当かにつき更なる検討が必要ではないかとの指摘があった。

保管証書遺言として保管されると、保管証書遺言としてのみ効力を有し、自筆証書遺言としての効力を失うとの考え方もあり得ると考えられる。もつとも、保管証書遺言については、保管の申請の撤回を認めることとしているところ（本文3参照）、上記の考え方による場合、自筆証書遺言書は一旦保管されれば自筆証書遺言としての効力を失うものの、保管の申請の撤回がされると自筆証書遺言としての効力を復活することになると考えられるが、その理論的根拠が必ずしも明らかではないとも考えられる。

なお、民法第971条では「秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠けるものがあっても、第968条に定める方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。」と規定されている。同条の規定は、講学上、無効行為の転換の例であるとされているが、方式を具備している限りそれが自筆証書遺言として有効であることは明らかであるから同条は注意規定であるとも考えられており、自筆証書遺言及び秘密証書遺言の両方の方式を備えている遺言について、自筆証書遺言としての効力と秘密証書遺言としての効力を有するとの考え方も否定されず、自筆証書遺言と保管証書遺言の関係に関する上記の整理も不相当とはいえないとも考えられる。

(5) 普通の方式の中での位置付け等

前回会議において、保管証書遺言を創設する場合、現行の他の普通の方式との関係でどのような位置付けを占めるのかを示すべきであるとの指摘があった。

自筆証書遺言は、軽易な方式の遺言であり、遺言者本人が遺言書の全文等を自書することによって成立するものであり、他人の力を借りることなく、いつでも作成することができ、手軽かつ自由度の高い方式である。これらに加え、自筆証書遺言には、遺言の内容のみならずその存在も秘密にしておくことができること、作成費用が掛からないことといったメリットがある一方、全文等を自書する負担があること、遺言者の不知・不注意等から方式不備が生じ、無効となるリスクがあること、遺言書が変造されるリスクがあること、他人による破棄、隠匿のリスクがあること、遺言書の紛失や発見され

ないリスクがあることなどのデメリットがある。もっとも、自筆証書遺言書保管制度を利用することにより、方式不備、変造、破棄、隠匿、紛失のリスクや、発見されないリスクのデメリットは軽減されるとともに、家庭裁判所の検認手続が不要になることなどのメリットがあると考えられる。

5 公正証書遺言は、法律専門家である公証人関与の下で、2名以上の証人が立ち会うなど厳格な方式に従って作成され、公証役場において遺言書を保管するという信頼性の高い方式である。公正証書遺言については、遺言者が遺言の内容について公証人の助言を受けながら遺言書を作成することができること、公証人が遺言の内容や遺言能力の確認を行うため無効となりにくいこと、方式不備や偽造、変造、破棄、隠匿、紛失のおそれが高いこと、家庭裁判所の検認手続が不要になることといったメリットがある一方、公証役場等において公証人との間で一定の手続を要する負担を伴うこと、作成費用が掛かることなどのデメリットがある。

15 以上に対し、保管証書遺言は、法務局の職員である遺言書保管官に対し遺言の全文を口述することなどによって有効に成立し、遺言書保管官が遺言書を保管する方式である。保管証書遺言においても、自筆証書遺言書保管制度と同様に、遺言書保管官は遺言書の内容に関する相談に応じることはない。自筆証書遺言書保管制度を利用する場合と同様のメリットがあるほか、全文等の自書を要しないこと、公正証書遺言より低額な費用であることが想定されることなどのメリットがある一方、遺言の全文の口述を要すること、法務局での平日の日中における手続を要するなど手続負担や費用負担があることなどのデメリットがある。

25 なお、自筆証書遺言書保管制度について、ウェブ会議の本人確認を認めることとすると、書面をもって作成する保管証書遺言と自筆証書遺言との主な相違点は、前者について遺言の全文の口述を要するのに対し、後者について遺言の全文等の自書を要するところにあると考えられる。そのため、遺言の全文等の自書をした遺言者は、通常、全文の口述という更なる手続負担を避ける観点から自筆証書遺言書の保管の申請をすることが想定されるとも考えられる。

30 遺言をしようとする者は、上記のようなメリット、デメリットを踏まえた上で方式を選択することが想定される。

2 保管証書遺言書の管理制度の規律

保管証書遺言書の管理制度として、次のような規律を設けるものとする。

35 (1) 遺言者による保管証書遺言書等の閲覧請求等（注1）
ア 遺言者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書（書面に限る。）及

び遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注2）。

イ 遺言者は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、撤回がされた申請に係る保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。

5 ウ 本文1(2)エ(ウ)①及び②の規律は、ア及びイの請求について準用する。

エ 遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、アの遺言書保管ファイル及びイの閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせることができる。

10

(2) 相続人等による遺言書情報証明書等の交付請求等（注1）

ア 何人も、遺言書保管官に対し、自己を相続人等（相続人、受遺者、遺言執行者等をいう。以下同じ。）とする保管証書遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。以下同じ。）について、保管証書遺言書の保管の有無（保管証書遺言書が保管されている場合には、その保管証書遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所の名称等を含む。）を証明する書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる（注3）。

15

イ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書について、その保管証書遺言書（書面に限る。）及びその保管証書遺言書に係る遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注2）。

20

ウ 相続人等は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、アの遺言書について、撤回がされたその保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。

25

エ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書に係る情報を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる（注3）。

30

(3) 相続人等に対する通知

ア 遺言書保管官は、(2)イの閲覧をさせ又は(2)エの書面を交付若しくは電磁的記録を提供したときは、相続人等((2)イ又はエの請求をした者を除く。)に対し、保管証書遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

イ 遺言者は、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る保管証書遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる（注1）。

35

(4) 遺言書の検認の適用除外

民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている保

管証書遺言書については、適用しない。

(注1) 法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、請求、申出をする旨を定めることを想定している。

(注2) 保管証書遺言書の原本を必要とする請求については、当該遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対してのみすることができるものとする。

(注3) 法務省令において、(2)ア及びエの電磁的記録には、遺言書保管官が電子署名を行う旨を定めることを想定している。

(補足説明)

10 本文について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

3 保管証書遺言書の保管の申請の撤回に関する規律

保管証書遺言書の保管の申請の撤回について、次のような規律を設けるものとする。

15 (1) 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、保管の申請を撤回することができる。

(2) 本文1(2)エ(ウ)①及び②の規律は、(1)の撤回について準用する。

(3) 遺言書保管官は、遺言者が(1)の撤回をしたときは、遅滞なく、遺言書保管所に保管している保管証書遺言書（書面に限る。）を返還しなければならない。この場合において、遺言書保管官は、遅滞なく、管理しているその保管証書遺言書に係る情報を遺言書保管ファイルから消去するとともに、当該情報その他法務省令で定める情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない（注）。

(4) 遺言者が(1)の撤回をしたときは、その保管証書遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

(注) 法務省令において、保管の申請の撤回がされた年月日等を閉鎖遺言書保管ファイルに記録する情報として定めることを想定している。

(補足説明)

30 本文について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

第2 自筆証書遺言の方式要件に関する規律

民法第968条第1項の規律を次のように改めるものとする。

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければならない。

その他、財産目録の毎葉にする押印要件（同条第2項）及び加除その他

の変更の際の押印要件（同条第3項）についても廃止するものとする。

(補足説明)

- 1 本文について、部会資料15からの実質的な変更点はない。
- 5 2(1) これまでの会議では、自筆証書遺言における押印要件を廃止した場合において、完成の担保のために新たな方式要件（例えば、文章の末尾に署名する、封筒に入れる、冒頭に「遺言書」と記載するなど）を条文上又は解釈上追加することになると、方式を複雑化させ、かえって遺言の作成を躊躇せることになりかねないことから、相当ではないとの指摘があり、新たな方式要件は追加しない（押印以外の方式要件については維持する）方向で検討が行われてきた（部会資料6第1・補足説明2(1)、中間試案第2・補足説明3(2)（注）など参照）。

そして、この場合には、現行法における条文の構成及び文言等を基本的に維持することが望ましいことから、第968条第1項について、本文記載のとおりとすることが考えられる。

- 15 2(2) もっとも、前回会議等において、押印要件の廃止により、現行法下では4つ（全文、日付及び氏名の自書並びに押印）あった方式要件が3つとなることに伴って、氏名の自書要件に対してより完成性の担保の役割・機能が求められることになり、その結果、同要件の解釈については、「文書の完成のためにされたことが分かる体裁で氏名を自書する必要がある」といったように変化が生じると考えるのが自然ではないかとの指摘があった。

25 この考え方によれば、被相続人等の予測可能性を確保するためにも、解釈に変更が生じることを条文上明らかにすることとし、「氏名の自書」に代えて「署名」の用語を用いることとした上で、「その全文及び日付を自書し、これに署名しなければならない」とすることが考えられる。

30 他方で、このように押印以外の方式要件について変更を生じさせることは、自筆証書遺言は、第三者の関与なく作成することができる唯一の方式であるにもかかわらず、その方式を複雑化させ、かえって遺言を躊躇させるおそれがあるとも考えられる。また、方式要件は、主として真意性・真正性の担保のために定められているものであることから、完成性の担保の役割・機能を期待して方式要件を変更することは相当ではないとの指摘も考えられる（完成性の担保については、（方式要件の問題ではなく、）他の文書と同様に、文書の成立の問題と整理すべきとも考えられる。）。

35 なお、「氏名の自書」の解釈の変更を意図するものではないとした上で文言のみを「署名」に代えることについては、文言を改めることは何等かの実質の改正が伴うことが通常であるとも考えられ、文言を改めることにより

解釈が変更されたと受け止められる可能性も生じるところであって、方式要件を満たすか否かの判断を不安定にしかねないとの懸念もあり得るところであり、相当でないとも考えられる。

(3) 以上について、どのように考えるか。

5

第3 秘密証書遺言の方式要件に関する規律

秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件（民法第970条第1項第1号、第2号及び第4号）については、廃止するものとする（注）。

（注）領事方式により秘密証書遺言をする場合は、遺言者及び証人の押印は要しない

10 旨定める民法第984条後段の規定については、削除するものとする。

（補足説明）

本文について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

15 (注1) 封印要件を廃止した上で、封をした部分に署名をしなければならないなどとすることについては、これまでの会議において、新たな方式要件を追加することになり、方式を複雑化させるため、相当ではないとの指摘があった。

封印要件は、遺言書の内容の秘密の保持のために定められた要件であるところ、同要件を廃止した場合において、封をした上で、更に内容漏洩のおそれを防止するための措置を講ずるかどうか及びいかなる措置を講ずるかについては、遺言者の判断に委ねるのが相当と考えられる。また、その判断に委ねたとしても、その後成立に至るまでの過程で公証人の関与が予定されていることからすれば、内容の秘密が保持されることへの遺言者の期待ないし利益を害することにはならないと考えられる。

25 (注2) 現行法上、秘密証書遺言では封印が方式要件とされているため、全ての秘密証書遺言について第1004条第3項が適用され、家庭裁判所における開封手続が必要となる一方、封印要件を廃止した場合には、任意に封印がされた場合に限り同項が適用されることになる。

30 この点について、前回会議では、封印要件の廃止により同項の適用対象が減少することになり、その存在意義が失われるのではないかとの指摘があった。

しかし、封印要件を廃止した場合でも、引き続き偽造・変造のリスクの軽減を図るために、遺言者が任意に封印をする場合があると考えられる上、同項については、自筆証書遺言など他の方式の遺言において任意に封印がされた場合にも適用されるものであることからすると、必ずしも同項の存在意義が失われるものではないと考えられる。

35 なお、封入された遺言書については、全て開封手続が必要となるよう同項の規律

を見直すことについては、現行法の下での自筆証書遺言及び特別の方式の遺言における開封手続が必要となる範囲や行政罰の対象となる行為（第1005条参照）を拡大することになり、混乱を生じさせるおそれがあることから、相当ではないと考えられる。

5

第4 特別の方式の遺言の方式要件に関する規律

1 船舶遭難者遺言をすることができる場面の規律

民法第979条第1項の規律を次のように改めるものとする。

船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在つて死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

10

2 作成方法の規律

(1) 押印要件の廃止

死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言、一般隔絶地遺言及び在船者遺言における押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項及び第980条）については、廃止するものとする。

15

(2) 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

民法第976条の規律に加えて次のような規律を設けるものとする。

ア 第976条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

20

① 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

25

② ①の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

③ ②の証人が、②の書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

30

イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

35

ウ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、ア①の口授

に代えなければならない。

- エ アの遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、ア③の読み聞かせに代えることができる。
オ ウ及びエの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。
カ 死亡危急時遺言の家庭裁判所における確認について定める第976条第4項及び第5項の規定は、アからオまでの規定による遺言について準用する。
- (3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
民法第979条の規律に加えて次のような規律を設けるものとする。
- ア 第979条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本文1の死亡の危急に迫った者は、口頭で遺言をすることができる。
① 証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するとき。
② 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信するとき。
- イ ア①の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。
ウ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。
エ 口がきけない者がア①の規定により遺言をする場合において、ウの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。
- オ アからエまでの規定に従つてした遺言は、証人の一人、利害関係人又はア②の規定による送信を受けた者から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない（注）。
- カ 死亡危急時遺言の家庭裁判所における確認について定める第976

条第5項の規定は、才の場合について準用する。

(注) ア②の送信を受けた者については、確認の審判を請求することができるのみならず、遺言の確認の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができるよう、家事事件手続法第214条第2号及び別表第一の102の項の規律を整備するものとする。

5

3 新たな遺言の方式を追加することに伴う関連規律の見直し

(1) 相続人の欠格事由の規律

10

相続人の欠格事由を定める第891条第5号の規律を次のように改めるものとする。

相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は死亡危急時遺言における新たな方式若しくは船舶遭難者遺言における新たな方式により録音・録画された記録を不正に作り、破棄し、又は隠匿した者

15

(2) 普通の方式による遺言の規定の準用の規律

20

普通の方式による遺言の規定の準用を定める民法第982条の規律を次のように改めるものとする。

① 第968条第3項及び第973条から第975条までの規定は、死亡危急時遺言、一般隔絶地遺言、在船者遺言及び船舶遭難者遺言（新たな方式を除く。）について準用する。この場合において、死亡危急時遺言における新たな方式について第968条第3項の規定を準用するときは、同項中「これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ」とあるのは、「これを変更した旨を記載し、又は記録し、かつ、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録しなければ」と読み替えるものとする。

25

② 第973条から第975条までの規定は、船舶遭難者遺言における新たな方式について準用する。この場合において、第973条第2項中、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を「遺言書に記載し、又は記録して」とあるのは、その旨を「書面に記載し、又は電磁的記録に記録して」と読み替えるものとする。

30

(3) 検認手続の規律

35

検認手続を定める民法第1004条第1項の規律を次の①のように改め、かつ次の②のような規律を設けるものとする。

① 遺言書又は2(3)アの録音・録画による記録（以下「遺言書等」という。）の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁

判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書等の保管者がない場合において、相続人が遺言書等を発見した後も、同様とする。(注)

5 ② ①の規定は、2(2)ア又は2(3)アにより遺言をした場合において、①の保管者の一人が①の検認の請求をしたときは、他の保管者については、適用しない。

(4) 過料の規律

過料を定める民法第1005条の規律を次のように改めるものとする。

10 (3)①の規定により遺言書等を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外において封印のある遺言書の開封をした者は、五万円以下の過料に処する。

(5) 遺言書又は遺贈の目的物の破棄に関する規律

15 遺言書又は遺贈の目的物の破棄を定める民法第1024条の規律を次のように改めるものとする。

遺言者が故意に遺言書等を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

20 (注) 遺言書等が検認手続の対象となることに伴い、家事事件手続法第211条、第212条及び別表一の103の項の規律を整備するものとする。

(補足説明)

1 作成することができる場面の規律

25 船舶遭難者遺言をすることができる場面の規律については、部会資料15からの実質的な変更点はない。

また、一般隔絶地遺言をすることができる場面の規律については、現行規定を維持することとしたため、本文の記載を削除している。

2 作成方法の規律

30 (1) 現行法の規律

本文2(1)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

(2) 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
本文2(2)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

(3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
35 ア 部会資料15からの変更点
本文2(3)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

その上で、前回会議において指摘のあった事項について、以下で検討する。

イ 証人の氏名の口述の要否について

前回会議において、本文2(3)ア①の方式における証人の役割を踏まえ、
5 遺言者が口頭で遺言する状況を録音・録画により記録する際に、証人が自らの氏名を口述することを方式要件とすることの要否につき、議論すべきとの意見があった。

本文2(3)ア①の方式においては、切迫した状況下で簡易な方式により遺言することを可能にするとの観点も考慮し、証人が立ち会うものとし、その状況が録音・録画により記録されている必要があるほかには、証10人がその氏名を口述することなどを方式要件としていない。

これに加え、録音・録画によって常に証人の特定が容易なほどにその顔貌・容姿が撮影されているとは限らないとも考えられることを考慮すると、その氏名を口述するものとすることが証人の特定に資するとも考え15される。

他方で、証人による氏名の口述を方式要件とした場合には、遺言者が遺言をする状況が録音・録画されていた場合であっても、当該証人がその氏名を口述する状況が録音・録画により記録されていなかったときは、録音・録画から特定することができる証人自身が確認の審判を請求したとしても方式要件を欠き無効となると考えられるなど、方式違反により無効となる場面が増加するデメリットがあると考えられる。また、証人が危難の及ばない遠隔地においてウェブ会議を利用して立ち会った場合には証人が自ら名乗り出れば足りると考えられることから、証人の特定が困難な事案は実際には多くないと考えられる。
20

そこで、本文2(3)ア①の方式においては、証人の氏名を口述することを方式要件としていない。

ウ 「その記録を」との方式要件について

(ア) 特定の者に対して送信する対象は、「その記録」、すなわち、遺言者が口頭で遺言する状況が録音・録画された記録であることとしており、典型的には、メールに当該記録を添付したり、通信用アプリケーションを用いて当該記録を送信したりすることを想定している。その趣旨は、遺言者が遺言として効力を生じさせる意思を有していた記録の対象を明らかにするとともに、事後的に当該記録の改へんの有無が争われた際ににおいて、送信を受けた者の端末からメールに添付された記録を再生するなどして改へんの有無を確認することを可能にすることにあると30 35 考えられる。

(イ) この点につき、録音・録画された記録は、文字情報に係る電磁的記録に比して容量が大きく、現在の通信インフラの下にあっては、容量制限等により通信が困難な場合があり得ることを踏まえると、遺言者がアップロード可能なクラウド上に録音・録画に係る記録を保存し、保存先のリンクを特定の者に送信した場合についても、「当該記録を」特定の者に送信するとの方式要件に該当すると考える余地もあるとの意見があつた。

仮にクラウド上に口頭で遺言する状況が録音・録画された記録が複数保存されていた場合には、いずれの記録に関して遺言として効力を生じさせる意思を有していたかが明確でない場合も考え得ることや、当該記録の保存されたクラウド上に他人がアクセスできる場合、当該記録を他の記録と差し替えたり、当該記録を改ざんしたりすることも可能となり得るため、当該記録の保存されたクラウドのリンクを送信するのみでは足りず、当該記録を直接的に特定の者に送信する必要があるとも考えられる。他方で、クラウド上において、保存された電磁的記録についてのアップロード履歴、変更履歴等を適切に保存・管理するシステムが構築されている場合であれば、送信を受けた者による事後的改へんを防止することも可能となると考えられ、このような場合についてまで、当該記録の保存されたクラウドのリンクを送信するのみでは足りないとする必要性もないとも考えられる。

電磁的記録を他人に送信する方法や、各方法におけるセキュリティ等の程度は様々であり、また、今後のデジタル技術の進展により現時点では想定されないような送信態様が一般的となることもあり得ると考えられるところであり、具体的に「その記録を」特定の者に送信することに該当するか否かについては、その趣旨を踏まえて判断されるものとも考えられる。

エ 「特定の者に送信する」との方式要件について

(ア) 文言について

部会資料15では、「他人に送信する」との方式要件について、「他人」とは、特定の名宛人を意味し、その人数を問わないこととした上で、「送信する」とは、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録につき、当該記録の内容を特定の者に伝える意思が外形上明白な行為であって、当該特定の者において、同人の使用する端末から、当該記録が遺言者本人から送信されたものであるかを検討し判断することを可能にする送受信履歴の全部又は一部を確認することができる行為のことをいうことと整理していた。前回会議では、このような解釈の在り方について明

確な異論はなかったものの、そのような解釈は「他人に送信する」との文言からは一義的に明らかであるとはいせず、可能な限りそのような解釈を明文化すべきとの意見もあった。

そこで、本文2(3)ア②では、部会資料15の解釈の在り方を前提に、
5 口頭で遺言する状況が録音・録画された記録を特定の名宛人に対して
送信する必要があることを明らかにするため、「特定の者に送信する」
としている。

一方、「送信する」との文言については、特段の定義規定を設けることとはしておらず、上記解釈を明文化することとはしていない。そもそも、本文2(3)ア②において、主に想定される態様は、スマートフォン等を用いた上で、特定の者のメールアドレスに宛てて、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録を添付して送信するといった態様や、通信用アプリケーション等によって当該記録を送信する態様であるところ、社会通念上、「送信」は「通信を送ること」（新村出編「広辞苑第7版」1692頁）を意味すると考えられ、「その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信する」との方式要件全体の文言に照らすと、「送信する」には、上記の主に想定される態様、すなわちスマートフォン等の端末を用いた特定の者に対するメール送信等が含まれることは、文言上明らかとなっているものと思われる。これに対し、「同人の使用する端末から、当該記録が遺言者本人から送信されたものであるかを検討し判断することを可能にする送受信履歴の全部又は一部を確認することができる行為」との解釈を明文化した際には、かえって上記の主に想定される態様が「送信する」に該当することすら分かりにくくなるようにも思われる。そのため、規定上は「送信する」と明記することで上記の主に想定される態様が含まれることを明らかにしつつ、
10 その他の態様に関しては、「送信する」の趣旨から導かれる上記解釈によつて該当性を判断することと整理し、「送信する」との文言を維持することとしている。

(イ) 意義及び役割について

口頭で遺言する状況が録音・録画により記録されることを前提に、当該記録を「特定の者に送信する」ことは、①最低限度の真正性及び真意性を担保する機能、②完成した遺言であることを担保する機能、③遺言の存在を確知させ、確認の審判や検認の申立てを促す機能があるものと整理している。（注）
25

(ウ) 「特定の者に」について

部会資料15における「他人に」に関する記載と同様に、口頭で遺言

する状況が録音・録画された記録の送信における特定の名宛人をいい、その人数を問わないものと整理している。特定の者に宛てて送信されていれば足りると考えられるため、送信を受ける者を明示的に指定する必要はなく、例えば、遺言者が配偶者に送信するつもりが誤って子に送信した場合など、遺言者が誤って意図しない者に送信した場合であっても、当該送信が特定の者に宛てたものであれば、「特定の者に」送信したものと整理している。

(注) 各機能の意味するところは、部会資料15と同様である。なお、船舶遭難者遺言は、普通方式の遺言のみならず死亡危急時遺言の方式要件すら遵守し得ない場合に作成される方式であり、死亡危急時遺言からさらに方式要件が緩和され、口頭方式により遺言をすることが可能とされたものとされている。このような船舶遭難者遺言の位置付けは、新たな遺言の方式においても異なるところはないことから、「特定の者に送信する」との方式要件によって担保される真正性及び真意性については、現行の船舶遭難者遺言における真正性及び真意性の担保と同程度であることを示す趣旨で、「最低限度の真正性及び真意性」と記載している。

オ 「送信を受けた者」と検認義務を負う遺言の「保管者」との関係
遺言書の提出・検認義務者は、第一に遺言書の保管者であり、第二に相続人であるところ、保管者は、遺言者から遺言書の保管を契約等によって託された者ではなく、事実上保管している者も含むとされる。これらの義務者が遺言書の提出を怠り、検認を経ないで遺言を執行した場合には、第1005条によって5万円以下の過料に処される旨規定されている。また、遺言書の提出・検認義務違反によって相続人又は利害関係人に対する損害賠償責任が生じる余地もあるものとされている。かかる損害賠償責任の法律構成については、保管者が遺言者との寄託契約によって遺言書を保管している場合には相続人等に対する契約不履行に基づく責任を負うとされ、それ以外の保管者にあっては、事務管理の法理による責任を負うことが考えられるとの指摘もある。

たしかに、第1004条の「保管者」は、検認義務を負い、その懈怠等により損害賠償責任が生じかねず、過料(第1005条)に処せられる可能性のある地位にあることを踏まえると、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の送信を受けた者が、推定相続人等の利害関係人に該当しない場合についてまで、「保管者」に該当すると整理することは、相当地ないとの指摘も考え得る。

しかし、証人の立会いを不要としている本文2(3)ア②の方式にあっては、遺言の存在を確知する者が「送信を受けた者」以外に存在しない可能性があり、遺言者の最終意思を尊重し、その実現を図る観点からは、「送信を受けた者」が遺言内容に何ら利害関係を有していなかつたとしても、確認の審判及び検認手続が行われる必要がある。そこで、「送信を受けた者」も「保管者」(本文3(3)①)に該当すると考えられる。その上で、保管者の一人が検認を請求した場合にあっては、他の保管者に検認義務を負わせ続ける必要性がないことを踏まえて、このような場合には、他の保管者は検認義務を負わないものとする旨の規律を設けることとしている(同②)。

なお、「送信を受けた者」であっても、そもそも送信を受けた事実を認識していない者や当該記録の内容が遺言であることを認識していなかつた者については、口頭で遺言する状況が録音・録画された記録を事実上保管していることを認識していない場合もあると思われる。また、「送信を受けた者」であっても、推定相続人等の利害関係人に対し、当該記録の存在を知らせ、当該記録の複製を送信したりすることも可能と考えられる。

このように、「送信を受けた者」については、録音・録画に係る記録の送信を受けた経緯、送信を受けたことや記録の内容についての認識、他に推定相続人等の利害関係人が当該記録を保管しているか否かなどの事実関係に関し様々な場合が考えられるものの、書面による遺言が通常一つの原本しかなく、保管者の義務履行が不可欠であるのに対し、録音・録画に係る遺言は複数の者に同時に送信されるなどの場合もあり得ることも考慮すると、「送信を受けた者」については、保管者の検認義務の規定が幅広く適用されることにはならないのではないかとも考えられる。

カ 関連する家事事件手続法の規律の見直し

船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式については、本文2(3)オのとおり、証人及び利害関係人に加え、録音・録画に係る記録の送信を受けた者についても、新たに確認の審判を申し立てることを認める規律を設けることとしている。

一方で、家事事件手続法第214条第2号は、遺言の確認の申立てを却下する審判につき、遺言に立ち会った証人及び利害関係人は即時抗告をすることができる旨規定しているところ、新たな遺言の方式において当該記録の送信を受けた者についても、証人及び利害関係人と同様に、不当に申立てを却下した審判のは正を求める利益があると考えられる。

そのため、本文(注)では、送信を受けた者が遺言の確認の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができるよう家事事件手続法第

214条第2号につき所要の改正をするものとする旨記載している。

キ 反訳書等についての取扱い

船舶遭難者遺言に係る新たな方式においては、口頭で遺言する状況が録音・録画により記録されることとし、当該口頭の遺言そのものが「遺言」とあると整理していることから、遺言の趣旨等が記録された文字情報に係る電磁的記録を作成することは方式要件とされていない。そのため、確認の審判の手続において当該録音・録画された記録の内容を説明した書面（反訳書を含む。）を作成して提出することを必須とするような規律は設けていない。

10 もっとも、極めて緊急性の高い状況下で遺言がされることや口頭で遺言がされるため、書面や文字情報に係る電磁的記録を作成する場合に比して遺言の趣旨等が一義的に明確であるとは限らないことに鑑みると、確認の審判の対象である遺言の内容を文言として明らかにすることにより審判手続を円滑に行うため、当該録音・録画された記録の内容を説明した書面（反訳書を含む。）の提出を求めることが有益である場合もあると想定される。

20 このような場合については、家事事件手続法第56条又は家事事件手続規則第46条により準用される民事訴訟規則第149条第1項に基づき、裁判所は、確認の審判の申立てをした者に対し、当該録音・録画された記録の内容を説明した書面（反訳書を含む。）の提出を求めることができるものと考えられる（注1）（注2）。

25 （注1） 口頭で遺言する状況が録音・録画された記録の内容を説明した書面（反訳書を含む。）が提出された場合であっても、その取扱いは裁判官の裁量に委ねられることになると思われる。

（注2） 参照条文

- 家事事件手続法（平成23年法律第52号）
（事実の調査及び証拠調べ等）

30 第56条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。

2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

- 家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）
（証拠調べ・法第64条）

35 第46条 家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第2編第3章第1節から第6節までの規定（同規則第99条第2項、第100条、第1

01条、第105条の2、第121条及び第139条の規定を除く。)を準用する。(略)

2～4 (略)

○ 民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)

5 第2編 第一審の訴訟手続

第3章 証拠

第5節 書証(第137条～第149条)

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第149条 録音テープ等の証拠調べの申出をした当事者は、裁判所又は相手方
10 の求めがあるときは、当該録音テープ等の内容を説明した書面(当該録音テー
プ等を反訳した書面を含む。)を提出しなければならない。

2～3 (略)

3 新たな遺言の方式を追加することに伴う関連規律の見直し

15 (1) 概要

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式の追加に
伴い、相続人の欠格事由の規律、普通の方式による遺言の規定の準用の規律、
検認手続等の規律及び遺言書又は遺贈の目的物の破棄に関する規律につき
見直しが必要であるところ、以下、それらを整理する。

20 (2) 相続人の欠格事由の規律

本文3(1)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

現行民法第891条第5号における「破棄」とは、遺言の効力を消滅させる
25 ような行為のすべてであり、遺言書を完全に毀滅させたり、判読できない
程度に塗抹したりした場合だけでなく、前に書かれた遺言書の日付をその
後に書かれた遺言書の日付以後に書き換えた結果、第1023条の「撤回」
になる場合も破棄に当たるとされており、「隠匿」とは、遺言書の発見を妨
げるような状態に置くことをいうとされているところ、新たな遺言の方式
における「破棄」や「隠匿」も同様に考えるものと整理している。

もっとも、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな遺言の方
30 式においては、遺言の全文等が記録された電磁的記録(2(2)ア②)や口頭で
遺言する状況が録音・録画された記録(2(3)ア)が作成されることとなると
ころ、電磁的記録は、複製により、元の電磁的記録と同一性のある電磁的記
録を作成することができ、事後的に遺言者によって最初に作成された電磁的記
録(書面における「原本」に相当する。)と、複製によって生じた電磁的記
録(書面における「写し」に相当する。)を区別することは困難である
35 ことから、電磁的記録により作成された遺言については、それが遺言者の意

思により真正に成立したものである限り、複製によって生じた電磁的記録も、遺言に係る電磁的記録に当たるとするのが相当であると考えられる。

そのため、複数の同一性のある電磁的記録が保存された場合においては、単に電磁的記録をデスクトップ等から削除するのみでは、遺言の効力を消滅させるような行為とも、遺言の発見を妨げるような行為とも評価しえない場合もあり得ると考えられる。

一方で、例えば、利害関係人と証人が通謀して、同一性のある複数の電磁的記録を全て削除した場合などにあっては、遺言の効力を消滅させるような行為又は遺言の発見を妨げるような行為と評価しえる場合もあり得ると考えられる。

そのため、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな方式についての「破棄」や「隠匿」については、遺言の全文等が記録された電磁的記録や録音・録画による記録の保存様態、同記録と同一内容の電磁的記録の有無やその保存状況等を踏まえつつ、第891条第5号の趣旨に照らして、同号の「破棄」又は「隠匿」に該当するか否かを個別具体的な事例において判断することになると考えられる。

(3) 普通の方式による遺言の規定の準用の規律

本文3(2)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

(4) 検認手続の規律

ア 本文3(3)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

イ 本文3(3)①では、検認の対象は、遺言書等（遺言書（死亡危急時遺言における遺言の趣旨等が記録された電磁的記録（本文2(2)ア②）を含む。）及び船舶遭難者遺言における口頭で遺言する状況が録音・録画された記録（本文2(3)ア）をいう。）であり、その他の書面又は記録（例えば、死亡危急時遺言における遺言の作成状況を記録した録音・録画（本文2(2)ア柱書）や遺言時において遺言者が事理弁識能力を欠く状態になかった旨を記載した書面又は記録した電磁的記録（本文3(2)②））については、検認の対象ではないことと整理している。

このように整理した理由は、⑦そもそも、検認とは、遺言の執行前において遺言書の状態を確証し、後日における偽造もしくは変造を予防し、その保全を確実ならしめる目的のものであり、遺言執行の準備手続としての側面があるところ、そのような観点からは、遺言の内容が記載又は記録されたものを検認すれば足りると考えられること、①新たな遺言の方式においても現行の死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言と同様、検認の手続のみならず確認の審判を得ることが必要となり、死亡危急時遺言における遺言の作成状況を記録した録音・録画（本文2(2)ア柱書）や遺言時に

おいて遺言者が事理弁識能力を欠く状態になかった旨を記載した書面又は記録した電磁的記録（本文3(2)②）に関しては、検認の対象としなくても、確認の審判において提出されることが通常想定されるところであり、あえて検認の対象とする必要性も乏しいものと考えられることにある。

5 ウ 遺言書等が検認手続の対象となることに伴い、家事事件手続法に規定された検認手続の規定（同法第211条）及び遺言書の検認等の申立ての取下げの制限規定（同法第212条）についても、船舶遭難者遺言における録音・録画された記録（本文2(3)ア）が検認手続の対象であることが明らかとなるよう見直すこととし、その旨を（注）で記載している。

10 (5) 過料の規律
本文3(4)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。
(6) 遺言書又は遺贈の目的物の破棄に関する規律
ア 本文3(5)について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

15 第1024条前段における「破棄」とは、遺言書の焼捨て切断、一部の切捨てなど遺言書自体の有形的破棄の場合のほか、遺言書を抹消して、内容を識別できない程度にすることをもいうとされており、第三者による破棄であっても、それが遺言者自身の意思に基づいてなされたような場合は、遺言者自身による破棄とみてよいとされている。

20 イ 前回会議では、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式における第1024条前段（「遺言者が故意に遺言書を破棄したとき」との規律）の適用につき、普通の方式における議論も踏まえつつ、整理すべきとの意見があった。

25 中間試案に対するパブリックコメントにおいて、普通の方式として提案していた【甲案】に対する第1024条前段の適用については、「原本」と「写し」とを区別することができない電磁的記録にあっては、遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にすることが困難であることなどから、第1024条前段を適用せず、破棄による撤回を認めないとする意見と、遺言者の最終意思の尊重の観点から、第1024条前段の適用を認め、破棄による撤回を認めるとする意見の双方が寄せられた。

30 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言にあっては、遺言者が死亡の危急に迫った者であることから、遺言作成後に翻意した場合などにおいては、新たに遺言を作成することによらずに、より簡便な方法で遺言を撤回する余地（例えば、遺言に係る電磁的記録を保管している証人や送信を受けた者等に依頼して当該電磁的記録を消去させるなど）を認める必要性も否定できないものと考えられる。また、特別の方式の遺言に限っては、遺

言者がその意思に基づいて破棄したか否かを個別の事案において審理判断することも困難とまではいえないと考えられる。

そこで、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな遺言の方式においても第1024条前段を適用することとして、同条の「破棄」に該当するか否かは個別具体的な事例において判断することになると考えられる。

第5 その他

1 成年被後見人の遺言に関する規律

(1) 民法第973条の規律を次のように改めるものとする。

ア 特定補助人を付する処分の審判を受けた者が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

イ 遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

ウ 保管証書による遺言に立ち会った医師は、イに規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

エ 秘密証書による遺言に立ち会った医師は、その封紙にイに規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

(2) 遺言書保管法において、以下のような規律を設けるものとする。

遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び医師が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、(1)ウによる申述をさせることができる。

2 遺言の証人及び立会人の欠格事由に関する規律

証人及び立会人の欠格事由を定める民法第974条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができないものとする。

① (略)【第974条第1号と同じ】

② 推定相続人並びにその配偶者及び直系血族

③ 受遺者（推定相続人である者を除く。以下③において同じ。）並びにそ

の配偶者、直系血族及び被用者（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び役員）

④（略）【第974条第3号と同じ】

5

3 所要の整備

その他所要の整備をするものとする。

（補足説明）

1 成年被後見人の遺言

10 本文について、部会資料15からの実質的な変更点はない。

2 遺言の証人及び立会人の欠格事由

（1）前回会議における指摘

ア 部会資料15において、受遺者の被用者が遺言の作成手続に関与することで、遺言の内容に不当な影響を与えることを防止する必要性について整理をしたところ、前回会議では、この点に関する異論はなかった。

イ その上で、受遺者の被用者を遺言の証人及び立会人の欠格事由とすることについて、今後も相続人以外の者に対する遺贈は増加することが見込まれるところ、遺言の内容に不満を持つ相続人から、証人等となった者が受遺者の被用者に当たることを理由として遺言の効力を争う事案が増加し、金融機関等の窓口において遺言の有効性が争われることとなると、相続手続が長期化するため、被用者の範囲は明確であることが必要であり、その範囲が明確にならないのであれば、受遺者の被用者を欠格事由とすることは相当でないとの意見や、証人等からの不当な働き掛けを防止するため、事業者に対する業法上の規制等によって対応することも考えられるとの指摘があった。

他方で、被用者の範囲が明確になると、欠格事由を回避することも容易となることから、民法第715条の使用者責任のように柔軟に解釈することができる規定とすることも考えられ、受遺者である使用者は、その被用者の関与によって遺言が無効となるリスクを甘受すべきであるということも考えられるとの指摘や、受遺者の被用者の範囲は明確であることが望ましいものの、解釈による部分が残るとしても、実務上は、手続に際して証人の属性を確認し、疑義がある場合には証人とならないよう対応することになるとの指摘もあった。

30

ウ また、欠格事由に関する見直しは、成年被後見人の遺言等において、新たな制度における特定補助人を付する処分の審判を受けた者は現行の成

年被後見人よりも狭い範囲の者に限定される結果、遺言の際に医師の立会いを要するとの規定（民法第973条）の適用場面が狭くなることにより、手続要件が緩和される傾向にあることを前提として、これとは反対に、証人の欠格事由を拡大することによって不当な手続による遺言がされる場合を防止する手段を補完するものとしての意義があるのではないかとの指摘もあった。

また、受遺者の被用者に欠格事由を拡大する方向性に賛成しつつ、これを正当化する理由付けをさらに整理する必要があるとの指摘があり、具体的には、証人等の欠格事由は、一律に遺言を無効とする強力な効果を持つことから、類型的に不当な影響を与えるおそれがある場合に限り、証人等となることができないものとし、それに該当しない場合は、遺言能力の欠如や公序良俗による無効、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）による取消しによることや、不法行為に基づく損害賠償請求によることが考えられることから、証人等の欠格事由は、そのような法制度の体系の一部として位置付けることが考えられるとの指摘もあった。

そのような観点から、被用者によって不当な働き掛けがされるおそれがあることに着目して欠格事由の見直しを正当化するとすれば、推定相続人である受遺者や推定相続人の被用者であっても、欠格事由に含まれないと整理する理由はないのではないかとの指摘もあった。

- (2) 受遺者の被用者を遺言の証人及び立会人の欠格事由とすることについて
- ア 以上を踏まえ、まず、受遺者の被用者を遺言の証人等の欠格事由とする趣旨及びその被用者が証人等の欠格事由となる者の範囲について検討する。
 - イ 証人等の欠格事由が、これに該当する証人等が立ち会った遺言は無効となるという効果を生じさせるものであることからすると、遺言の内容に利害関係があり、遺言の内容に不当な影響を及ぼし得ると定型的に考えられる者を欠格事由として定める必要がある。また、このように、欠格事由の範囲は、遺言の内容に不当な影響を及ぼし得る者全てではなく、政策的に定型的に定められるものと考えられることからすると、欠格事由の対象となる者が、遺言の内容に不当な影響を及ぼすおそれの強さやそのような影響を排除する必要性とともに、欠格事由の範囲が広がりすぎることによって、遺言者が遺言をすることが困難となることを避けるといった事情を考慮することも必要となると考えられる。

そして、部会資料15で検討したとおり、推定相続人以外の者に対する遺贈を内容とする遺言については、その作成手続の適正を確保する必要

性は高く、また、遺言の内容に利害関係を有する者が被用者を通じて遺言の内容に不当な影響を及ぼすおそれも認められることからすると、受遺者の被用者が遺言の作成に関与することを防止する必要が高いということができる。単身高齢者の増加により、今後、相続人以外の者に対する遺贈が増加することが見込まれるとの指摘も踏まえると、上記必要性は、身元保証事業者に限らず、推定相続人以外の者に対する遺贈一般について認められる。

これに対し、遺言者による推定相続人に対する遺贈は、受遺者が一定の法定相続分を有することを前提とした財産の承継であって、遺贈により取得する財産が法定相続分により承継する財産の価値と比して高くない場合も多く想定されることからすると、不当な内容の遺言がされるおそれは、推定相続人以外の者に対する遺贈と比べて高いとはいえない。これに対し、推定相続人の被用者と遺言者との間に従前から関係があることも想定され、当該被用者と遺言者の関係は様々であると考えられることからすると、雇用関係の有無のみによって、定型的に推定相続人が被用者を通じて遺言の内容に不当な影響を与えるおそれがあるということもできない。さらに、相続人に対する財産の承継を内容とする遺言には、遺贈のほかに特定財産承継遺言（遺産分割方法の指定として特定の財産を相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言。民法第1014条第2項参照。）もあり、相続分の指定によっても特定の相続人が利益を受けることが生じ得るところ、推定相続人に対する遺贈がされた場合に限り、受遺者の被用者を欠格条項とすることは、バランスを欠き、相当ではないとも考えられる。

このほか、証人等の欠格事由を拡大するほかに、事業者に対する業法上の規制や監督によって遺言の手続の適正を図ることも考えられるものの、推定相続人以外の者の被用者が遺言の内容に不当な影響を及ぼすおそれを防止する必要性は、受遺者が特定の法制度に基づいて所管省庁の監督を受ける事業者である場合に限られないことからすると、事業者に対する規制・監督のみによってその目的を達成することは困難であるとも考えられる。

そこで、その被用者が、遺言の証人等の欠格事由となる者の範囲は、推定相続人ではない受遺者に限るものとしている。

(3) 受遺者の被用者の範囲について

証人等の欠格事由を定める規定の趣旨に鑑みれば、証人等の欠格事由は、遺言の内容に利害関係があり、遺言の内容に不当な影響を及ぼし得ると定型的に考えられる者を対象とするものであって、被用者の範囲についても、

遺言の時点で判断することができる必要があると考えられる。被用者と受遺者との間に直接の雇用関係がある場合に限られるか否かは今後の解釈に委ねざるを得ないとも考えられる一方で、事後的に受遺者が証人等に対して影響力を行使することができる関係があったか否かを個別に判断すべきではないと考えられる。

なお、受遺者の被用者の解釈について以上のように考える場合には、被用者に当たらない者を通じ、遺言の内容に不当な影響を与える事例が生じ得るもの、そのような事情が遺言能力の欠如や、公序良俗違反等による無効事由の判断において考慮されることになると考えられる。また、受遺者の働き掛けの内容が遺言者や他の相続人の権利を違法に侵害するものである場合には、不法行為による損害賠償による調整が図られることも考えられる。

3 所要の整備

本文について、部会資料15からの変更点はない。

なお、前回会議では、自筆証書遺言書を遺言書保管所において保管する場合の保管、証明等の手続についても、保管証書遺言書に関する手続と併せて、ウェブ会議の方法による本人確認を認める、遺言書情報証明書の電磁的記録の提供請求を認めるなどの規定を設けるものとすることについて異論はなかったことを踏まえ、上記の点についても所要の整備をするものとする（なお、自筆証書遺言と書面をもって作成する保管証書遺言との関係については、第1の1の（補足説明2(5)）参照）。

以上